

●香川県告示第26号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
平成23年香川県告示第264号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

令和元年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	相生漁港	相生漁港海岸	<p>1 指定場所 東かがわ市南野字畑方、同馬宿字下所、同坂元字小坂地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、補助点2、補助点1、補助点1から基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 東かがわ市馬宿字下所11番15地先の標杭 基点2 基点1から124度28分、21.5メートルの地点 基点3 基点2から124度46分、13.7メートルの地点 基点4 基点3から124度54分、13.6メートルの地点 基点5 基点4から125度13分、14.8メートルの地点 基点6 基点5から124度57分、16.4メートルの地点 基点7 基点6から125度29分、3.9メートルの地点 基点8 基点7から125度29分、23.4メートルの地点 基点9 基点8から29度45分、0.5メートルの地点 基点10 基点9から125度46分、22.9メートルの地点 基点11 基点10から225度14分、0.9メートルの地点 基点12 基点11から122度34分、31.7メートルの地点 基点13 基点12から120度24分、5.2メートルの地点 基点14 基点13から123度04分、29.0メートルの地点 基点15 基点14から123度10分、17.5メートルの地点 基点16 基点15から122度55分、15.8メートルの地点 基点17 基点16から123度35分、47.2メートルの地点 基点18 基点17から123度57分、31.1メートルの地点 基点19 基点18から125度30分、14.8メートルの地点 基点20 基点19から125度10分、19.4メートルの地点 基点21 基点20から37度51分、1.2メートルの地点 基点22 基点21から40度34分、0.8メートルの地点 基点23 基点22から108度59分、0.6メートルの地点</p>

		基点24 基点23から124度44分、2.3メートルの地点
		基点25 基点24から190度14分、0.1メートルの地点
		基点26 基点25から123度33分、26.3メートルの地点
		基点27 基点26から123度50分、23.9メートルの地点
		基点28 基点27から140度00分、3.5メートルの地点
		基点29 基点28から130度59分、3.2メートルの地点
		補助点1 基点1から35度24分、50.0メートルの地点
		補助点2 基点29から36度25分、50.0メートルの地点